

【答申の概要】（諮問第243号）特定市における犬の多頭飼育崩壊事案報告に関する文書の部分開示決定に対する審査請求

件名	特定市における犬の多頭飼育崩壊事案報告に関する文書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	<知事報告>富士市における犬の多頭飼育崩壊事案報告（第2報）
非開示理由	条例第7条第6項（事務又は事業に関する情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和4年10月14日
主な論点	本件対象公文書の特定の妥当性及び本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張の妥当性があるか。

審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

(1) 本件審査請求について

ア 実施機関は、特定市における犬の多頭飼育崩壊事案において、警察立会いの下、犬 93 頭を保護している。審査請求人は、実施機関が保護した 93 頭のうち、動物愛護ボランティアに譲渡した 92 頭分の譲り受けに関する誓約書の写しを事前に入手している。多頭飼育崩壊事案発生後の新聞記事等で、多頭飼育されていた犬の頭数は全体で 109 頭であったことが報じられているところ、本件開示請求は、109 頭と 92 頭の差である、17 頭分の犬の行方を示す公文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求に対し、実施機関は本件対象公文書を特定し、その一部が条例第7条第6号に該当するとして本件決定を行った。審査請求人は、本件決定を受け、本件対象公文書は請求した公文書ではないと主張し、17 頭分のうち 1 頭分の記載しか認められないことから、残る 16 頭について、対象公文書の追加の特定及び開示を求め、本件審査請求を提起した。

ウ これに対して、実施機関は、本件対象公文書の特定は妥当であると主張している。非開示とされた部分の開示については争いがないことから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性及び本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張の妥当性について検討する。

(2) 公文書特定の妥当性について

ア 本件対象公文書の開示部分には、実施機関が 93 頭を保護した後、3 団体へ 92 頭譲渡し、1 頭は病院へ搬送後死亡した旨の記載がある。病院へ搬送後死亡した 1 頭分の記載は、請求されている 17 頭に含まれる 1 頭分であることから、本件対象公文書は、少なくとも請求に係る公文書の一部であると認められる。

イ 本件審査請求においては争われていないが、実施機関は、本件決定において非開示とした部分には、一部の犬の移動情報が含まれていると説明しており、非開示部分に 16 頭の一部又は全部の移動情報が記載されていると推測されることから、当審査会において当該公文書を見分したところ、非開示部分には残る 16 頭分全ての移動情報が記載されていた。

ウ 本件対象公文書には、16 頭分については非開示とされているものの、審査請求人が求めている 17 頭分全ての行方を示す情報が記載されていることから、実施機関が本件対象公文書を別

記2のとおり特定したことは妥当である。

エ 実施機関は警察の強制捜査に立ち会っていたことから、該当する公文書を作成又は取得した可能性が考えられるため、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は強制捜査の協力として立ち会っていたのみで、16頭の犬の移動には介入しておらず、16頭分の行方を示す文書は作成又は取得していないとの説明があった。

実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張は妥当と認められる。

(3)その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、審査会の結論のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

令和3年4、5月に、（富士市で発生した愛護動物の虐待事件に係る犬）として「多頭飼育に係る誓約書」により富士保健所が譲渡した92頭分を除く、残り17頭分の行方を示す文書請求2
平成24年12月7日付けで請求した公文書開示請求書に対する平成25年2月7日付けの回答文書

別記2 本件対象公文書

<知事報告>富士市における犬の多頭飼育崩壊事案報告（第2報）